

新時代の刑事司法制度特別部会における期日外視察の概要

(大韓民国)

第1 視察先及び視察日程等

- 1 平成24年10月22日
 - 大韓弁護士協会（弁護士からのヒアリング）
 - 瑞草警察署（警察官からのヒアリング，取調室，取調べの録音・録画機器等の視察）
 - ソウル中央地検（検察官からのヒアリング，取調室，取調べの録音・録画機器等の視察）
 - 大検察庁（検察官，大学教授からのヒアリング，デジタルフォレンジックセンターの視察）
- 2 平成24年10月23日
 - ソウル中央地方法院（裁判官からのヒアリング，法廷傍聴）
 - 法務部（法務部職員からのヒアリング）

第2 視察結果

- 別紙1記載のとおり。
 - ※ 視察結果は，いずれも事務局において概要として取りまとめたものであり，視察内容や視察時の説明・質疑応答内容の全てを記載したものではない。また，「第1刑事司法制度の全体像（参考）」，枠内の記述及び注の各内容は，基本的に，事務局において，視察実施前後に文献等を調査した結果に基づくものである。
- 別紙2として，法務部刑事法制課作成の日本語版資料「韓国刑事法改正の現状」を添付する。

第3 参加委員等

別紙3記載のとおり。

大韓民国視察結果（概要）

第1 刑事司法制度の全体像（参考）

1 捜査

(1) 捜査の主催者

大韓民国（以下「韓国」という。）では、刑事訴訟法上、捜査の主催者は検察官であり、司法警察官は検察官の指揮を受けて捜査又はその補助を行うとされ、独立した捜査権はない。司法警察官は、逮捕状及び搜索・差押令状の請求権を持たず、強制捜査を行う必要があるれば、検察官に対して令状請求を申請することができるにとどまる。

(2) 身柄拘束事件の捜査段階における手続の流れ

身柄拘束の手段としては、逮捕（通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕）と拘束（我が国の勾留に相当）があるが、検察官に限りこれらの令状を請求することができる。司法警察官又は検察官が被疑者を逮捕した場合、48時間以内に拘束令状を請求しない限り被疑者を釈放しなければならない（いわゆる逮捕前置主義はなく、逮捕せずに拘束することも可能である。）。司法警察官は、被疑者を逮捕した場合は逮捕したときから、逮捕を経ずに拘束した場合は拘束したときから、それぞれ10日以内に検察官に送致しなければならない。検察官は、司法警察官から送致を受けた場合は送致を受けたときから、検察官自ら逮捕又は拘束した場合は逮捕又は拘束したときから、それぞれ10日以内に公訴を提起しない限り、被疑者を釈放しなければならない。ただし、裁判官が捜査のために身柄拘束を継続することが相当と判断した場合には、1回のみ最大10日間の延長ができる。

このため、司法警察官が逮捕した場合は、警察で10日間、検察で最大20日間の合計30日間、身柄拘束が可能である。実務上、司法警察官は検察に事件を送致した後は、被疑者の取調べをすることはない。

2 公判

当事者主義の訴訟構造を採用しており、公判手続は、基本的に、人定質問に始まり、検察官の公訴状（起訴状）朗読ないし起訴の要旨陳述、被告人認否、被告人質問、証拠請求・採否、証人尋問等が行われた後、論告・求刑、最終弁論、被告人最終陳述という経過をたどって終結する。

平成20年1月施行の「国民刑事裁判参与に関する法律」により、殺人、強盗等の一定の事件について陪審制が導入されているが、被告人が希望しない場合は通常の手続による。陪審は、有罪・無罪の評決を行い、有罪評決の場合には量刑意見も述べるが、これらの評決や意見は裁判官を拘束しない。

第2 取調べの録音・録画制度

1 制度概要

- 被疑者取調べの録音・録画（条文上は、「映像録画」とされているが、録音も含むので、「録音・録画」と表記する。）

被疑者の取調べは、録音・録画をすることができる（刑事訴訟法第244条の2第1項）。参考人の取調べとは異なり、録音・録画をするに当たって被疑者の同意は不要とされ、被疑者に対して録音・録画を実施することを事前に告知すれば足りる。
- 録音・録画の範囲

録音・録画の実施は、検察官の裁量に委ねられており、検察官が供述調書の実質的真正に問題がないと判断した場合には、これを実施しなくてもよいとされているほか、特定の日の取調べのみを録音・録画することも許されている。なお、録音・録画の範囲に関する規定である刑事訴訟法第244条の2第1項後段の「取調べの開始から終了までの全過程」との文言は、全ての取調べの開始から終了までではなく、録音・録画を行う取調べの開始から終了までを意味するものとされている。
- 録音・録画媒体の証拠としての位置付け

刑事訴訟法上、被疑者取調べの録音・録画媒体は、検察官調書の実質的真正の立証を行う場合（同法第312条第2項）、公判で当該供述人の記憶喚起を行う必要がある場合（同法第318条の2第2項）にのみ利用することができる。なお、警察官調書は、その内容に争いがある場合には、証拠能力が認められない。

録音・録画媒体を犯罪事実や情状事実の認定のための証拠（実質証拠）として用いることができるかについては、性暴力犯罪の処罰等に関する特例法に定める一定の場合を除き、これを認める規定はなく、実務上も、録音・録画媒体の実質証拠としての利用を認めない取扱いがなされている。なお、2011年、録音・録画媒体に一般の供述証拠に準じる証拠能力を持たせ、弾劾証拠としても使用できるようにするという内容を含む刑事訴訟法改正案が国会に提出されたが、会期満了により廃案となった。
- 参考人取調べの録音・録画

参考人の取調べについては、捜査に必要なときは、その同意を得て、録音・録画をすることができる（刑事訴訟法第221条第1項）。被疑者とは異なり、捜査協力者であることが多い参考人の負担感、抵抗感への配慮から、相手方の同意が要件とされている。

2 視察時における大検察庁からの説明

(1) 検察庁から見た録音・録画の意義

録音・録画制度を導入して取調べ過程の透明化を図ることにより、捜査活動における適法性を確保し、関係者の人権侵害を根本的に防止できる。また、供述調書の実質的真正を立証する手段であるとともに、公判廷において捜査段階での供述を覆すことを防ぐという機能も有する。

(2) 録音・録画の実施状況等

ア 2012年8月末現在、全国の検察庁に設置された録音・録画取調室は、合計788室である。この数値は、全国の検察官の人数の約59%に及ぶ。

イ 録音・録画の総実施件数（被疑者、参考人を合わせた人員）は、2007年に22,016名、2008年に27,769名、2009年に59,321件と増加した後、2010年に

18,474名、2011年に12,665名と急激に減少している。なお、2012年は、1月から9月までの合計件数が13,799名となっており、若干の増加傾向にある。

2009年をピークに実施件数が減少した理由は2つあり、1つは、検察庁が、同年以降、録音・録画の効果や必要性の高い事件にその実施を絞っていることにある。もう1つは、裁判所が、録音・録画媒体を証拠として使用することに非常に消極的であったことにある。

なお、1点目に関し、録音・録画制度の導入初期は、検察庁において、簡単な事件まで全て録音・録画を実施することで実績を積むという方針が採られていたが、ある程度制度が定着した後は、録音・録画の効果や必要性の高い事件に集中して実施するという方針が採られ、現在もそのようにしている。そのため、録音・録画がなされた事件における1件当たりの録音・録画の時間は、増加傾向にある。

ウ 録音・録画の件数が減ったことに対して、弁護人の立場から、より多く実施すべきであるといった意見は聞かない。録音・録画媒体は供述調書よりも生々しい証拠であり、弁護人の立場としては、弁護活動に有利な証拠とは必ずしも考えておらず、弁護人から録音・録画の実施を積極的に求めるということは余りないように思われる。

エ 2012年1月ないし9月における録音・録画実施全人員13,799名に占める取調べ対象者別の録音・録画人員の割合は、身柄拘束された被疑者が3,374名（約24.5パーセント）、在宅被疑者が6,954名（50.4パーセント）、参考人が3,263名（23.7パーセント）となっている。

もっとも、身柄拘束された被疑者全体に占める録音・録画人員の割合と、在宅被疑者全体に占める録音・録画人員の割合とでは、身柄拘束した被疑者の録音・録画人員割合の方が高い。その理由は、身柄拘束の必要な重大な事件は、公訴提起した場合の公訴維持に備えて、検察官の裁量により、自ずと録音・録画を実施する件数や割合が多くなるためであると考えられる。



大検察庁視察時の状況

(3) 録音・録画の今後の課題

ア 実質証拠利用

録音・録画媒体を公判廷において実質証拠として利用できるようにすべきである。例えば、ある傷害事件で、被疑者が、捜査段階の検察官の取調べでは涙を流しながら自白をしたにもかかわらず、公判廷で供述を変遷させ、検察官から脅迫・暴行・拷問を受けた旨の主張をして、裁判所がこれを認定したというものがあった。こうしたことを防ぐため、刑事訴訟法改正により、録音・録画媒体を実質証拠として利用できるようにすべきと考えている。

なお、現在、取調べの録音・録画を実施する際、取調べにおける供述内容を速記し、これを供述調書化して、証拠として提出しようという試みを進めている。この方法で、調書作成の時間を省くことができる上に、録音・録画媒体を実質証拠として利用する代わりに、速記によって作成した供述調書を証拠として提出すれば良いこととなる。この場合、録音・録画媒体は、速記によって作成された供述調書の実施的眞正を立証する補助的な証拠として活用することとなる。

現在、全国の検察庁では、速記士28人を任用しており、次年度は更に40人から50人程度の速記士を追加で任用する予定である。

イ 録音・録画媒体の外部流出

韓国では録音・録画媒体が外部に流出したという事件が起きて問題となった。仮に、性暴力犯罪の被害者の取調べの録音・録画媒体が外部に流出すれば、被害者の顔や音声等が全て公開され、深刻なプライバシー侵害を来すことが懸念される。検察庁で保管している録音・録画媒体については、複製することが厳格に制限されており、これを濫用した場合には処罰する規定が設けられているが、裁判所に提出されたものが流出した場合に関する罰則規定がないので、法律改正により、録音・録画媒体の流出によるプライバシー侵害が行われないような仕組みが必要である。

ウ その他

検察庁別の録音・録画制度の実績を公開することや、優秀な録音・録画事例に対する褒賞を行うなどの、録音・録画制度を活性化させるための方策が必要と考えているほか、尋問技術等をさらに発展させていく必要がある。

3 大検察庁視察時に同席した大学教授（元検察官）からの説明

(1) 検察官としては、取調べの録音・録画を行うことが有利な場合には、積極的に行っているが、一部の弁護士又は学者の間では、録音・録画の実施前にあらかじめ自白を強要し、その後に録音・録画を形式的に実施しているのではないかとの疑念を持つ者もいる。

さらに、取調べへの立会を行った場合に、弁護人の顔も撮影されることへの抵抗感などから、録音・録画制度を前向きに進めるべきとは考えてない弁護人も少なくないと思われる。

また、現場の検察官としては、取調べの録音・録画をするために時間が費やされる上、録音・録画を実施しても、実質証拠となる供述調書を別途作成する必要

があるというデメリットがあるため、取調べの録音・録画制度をさほど喜ばしく思っていないと思われる。そこで、録音・録画媒体を実質証拠として認め、供述調書を作成しなくても録音・録画媒体を実質証拠とすることができるように制度を改めない限り、録音・録画制度は足踏み状態を続けると思われる。

- (2) 録音・録画制度や弁護人立会制度の導入により、検察や警察の捜査能力が低下していると考えられる。この両制度については、公判廷における立証に関する議論や、人権保障に関する議論、実体的真実追求に関する議論などを十分に行わずに導入されたものである。相対立する利益を調整し、バランスの取れた議論を重ねた上で、制度を導入すべきではなかったかと思う。

4 視察時におけるソウル中央地検からの説明

(1) 取調べの録音・録画の実施状況

一般論で言えば、被疑者が供述内容を覆す可能性のある事件の被疑者の取調べ、社会的に注目されている事件の被疑者の取調べなどについて、録音・録画を実施している。

また、自白事件などで証拠が固く簡単な取調べを行えば処理ができる事件については、詳細な供述調書作成の時間を省き、捜査の省力化を図る観点から、被疑者取調べの録音・録画を実施している。

さらに、韓国では、告訴・告発事件が非常に多く、それらの7、8割は、不起訴処分になる事件であるところ、不起訴処分になることがほぼ確実で、供述調書の作成を省略することができる事件についても、捜査の省力化を図る観点から、供述調書作成の代わりに被疑者取調べの録音・録画を実施している。

参考人又は被害者についても、重要な参考人又は被害者を対象にした取調べの場合は取調べの録音・録画を実施している。なお、性暴力犯罪の被害者の取調べについては、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（以下、「性暴力犯罪処罰等特例法」という。）により、一定の場合、録音・録画が義務付けられている。

(2) 取調べの録音・録画の中止

被疑者取調べの録音・録画を実施するに際して、被疑者の同意を得る必要はない。もっとも、取調べの録音・録画を行っている最中に、被疑者から録音・録画の中止を求められ、検察官において、被疑者から供述を得るためには録音・録画は適さないなどと判断した場合は、その裁量に基づき録音・録画を中止する。この場合には、供述調書又は捜査報告書などに、被疑者が拒否した状況等を記録することとしている。

(3) 録音・録画制度導入による取調べに対する影響

録音・録画制度の導入時、組織犯罪や共犯事件において、上位者や共犯者に関する供述が得られなくなるというような懸念はあったが、録音・録画を実施するか否かは検察官の裁量に任されていることから、現状、それほど問題は生じていない。

取調べに際し、被疑者に対して、録音・録画を実施することは告知しているが、カメラは、被疑者から見えづらい場所に設置してあるので、被疑者は、録音・録

画されていることをあまり意識せずに供述している場合が多く、録音・録画されていることにより被疑者が供述を躊躇するというケースは、それほど多くないと思われる。

5 視察時におけるソウル中央地方法院からの説明

(1) 録音・録画制度に対する一般的評価

一般に、録音・録画制度のプラスの評価としては、取調べ過程の透明性を図ることができる、手続を遵守しているかどうかを確認することができる、供述内容を後に確認することができるということが挙げられる。

逆に、マイナスの評価としては、録音・録画を実施するか否かが検察側の裁量に任せられていることや、公判廷において録音・録画媒体を再生することが、公判中心主義や直接審理主義に反するということが挙げられる。

(2) 裁判官の立場から見た録音・録画制度の問題点

ア 録音・録画を実施する事件を検察で任意に選ぶことができることが問題である。捜査機関は、客観的な証拠を十分に確保した後は、録音・録画を実施する必要性を感じないので、いきおい供述で立証しなければならない事件に限って録音・録画を実施することになるが、それは、客観的な証拠に立脚して裁判を進めていくという今の流れに反し、自白や供述に依存する昔の裁判に後戻りする可能性があるというリスクを抱えている。



ソウル中央法院での視察の状況

イ 録音・録画を実施する側の歪曲的な編集のリスクが残っているという問題もある。つまり、録音・録画を実施するまでに、懐柔や交渉等が行われる可能性がある。録音・録画された取調べ状況等に、懐柔や交渉の形跡が現れる場合には、証拠能力の有無等について判断しやすいが、それが現れない場合にはその判断が難しい。

ウ 録音・録画媒体の公判廷での再生は、劇場型裁判を招き、公判中心主義、直接主義に反するのではないかという問題もある。

録音・録画媒体が実質証拠として認められてしまうと、捜査機関の判断が、そのまま裁判所の判断になってしまうという可能性があると感じる。

エ この制度の必要性の一つとして、公判廷において、参考人が供述内容を変遷させるおそれがあり、それを防止するということが挙げられるが、現行の刑事訴訟法では、中立機関である裁判所の下で、弁護人に参加の機会を与え、参考人に供述を求める制度もあることから（刑事訴訟法第184条）、それ以上に、あえて録音・録画制度を導入する必要があるのかも問題になる。

オ 他方で、検察側の立証を弾劾する証拠としては、録音・録画媒体の利用が非

常に有効である場合があると考えられる。

カ 録音・録画制度というのは、捜査の適正、公平性を担保するには良い制度だと思われるが、真に適正、公平性を確保するためには、全ての取調べについて録音・録画を実施するという制度、又は録音・録画内容に歪曲がないということと事後に取調官が宣誓するなどの方法で真実性を担保するといった制度が必要ではないかと思われる。

6 視察時における大韓弁護士協会からの説明

- (1) 現在、録音・録画媒体の実質証拠としての利用が認められていないところ、検察は、これを求めて、録音・録画制度をさらに積極的に進めたいという立場にあると見受けられる。他方、裁判所は、録音・録画媒体を公判廷で長時間再生することが公判中心主義に反するとして、供述調書の実質的真正の立証という用途に限定したいという立場にあるようであり、双方の立場には温度差が感じられる。
- (2) 録音・録画を実施する取調べの範囲を拡大する、録音・録画の実施を義務付ける、録音・録画を実施するか否かについての検察官の裁量の範囲を狭めるなどといった制度を導入すべきとの意見もあるが、そのような意見は、主に一部の大学教授からなされるもので、弁護士からは、そのような意見はあまり聞こえてこない。この点に関し、弁護人の側から、例えば、取調べを行った全ての日の取調べを録音・録画するようにと捜査機関に要求するような例はほとんどないと言ってよい。

7 視察時における^{ソテヨ}瑞草警察署からの説明

- (1) 警察署における録音・録画の設備

警察が取り扱う録音・録画のシステムの正式名称は、「警察統一録画システム」という。全国の警察署には約500室の録音・録画室が存在し、今後更に拡大する予定である。^{ソテヨ}瑞草警察署内には、録音・録画の可能な取調室が9室あり、その中には、オフィスのような堅い雰囲気^{ソテヨ}の録音・録画室もあれば、女性や子供が安心できるように、



警察署取調室の状況

ソファを置きインテリアにも気を遣っている録音・録画室もある。録音・録画室には、カメラの死角ができないように基本的に2台のカメラが設置されており、固定式のマイクも設置されている。録音・録画室にはマジックミラーが設置されており、外から録音・録画室内を見ることができる。

^{ソテヨ}瑞草警察署において、今年1月から8月までの間に、録音・録画室が利用された回数は70回弱であり、1か月当たり平均約8回、録音・録画部屋を利用している。

- (2) 録音・録画の実施状況

殺人事件や公務員に対する贈賄事件等の重要な事件については、検察庁から録音・録画を実施するよう指示されることがある。また、女性、子供、障害者が関係している事件は、ほぼ全て録音・録画を行っている。それ以外の事件については、捜査官がその都度録音・録画を実施するか否か判断しており、窃盗などの軽い罪の場合でも録音・録画を実施することがある。捜査官としても、被疑者の人権を侵害したなどと言われるリスクを避けるため、録音・録画の実施を好む場合がある。

第3 身柄拘束（逮捕・拘束制度）

1 制度概要

○ 逮捕・拘束制度

身柄拘束の手段としては、逮捕（通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕）と「拘束」（我が国の「勾留」に相当）があり、検察官に限りこれらの令状を請求することができる。

○ 拘束の要件とその判断

拘束について、検察官は、被疑者に「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があり、①住居不定、②罪証隠滅のおそれ、③逃亡のおそれのいずれか一の事由に該当する事由がある場合には、裁判官から拘束令状の発付を受けて、被疑者を拘束することができる（刑事訴訟法第201条、第70条第1項）。裁判官は、検察官からの拘束令状の請求を受けると、上記要件を判断するため、被疑者を直接審問しなければならない（同法第201条の2第1項）。また、その判断の際、裁判官は、犯罪の重大性、再犯の危険性、被害者や重要参考人に対して危害を及ぼすおそれなどを考慮しなければならない（同法第70条第2項）。

○ 逮捕・拘束に対する被疑者の不服申立ての手段

身柄拘束に不服のある被疑者は、逮捕・拘束適否審査制度に基づき、裁判所に対し、その不服を申し立てることができる。裁判所は、被疑者等からの請求を受け、拘束の適法性又は必要性を審査し、その請求に理由があると認めるときは、被疑者の釈放を命じなければならない（同法第214条の2第1項、第4項）。

また、裁判所は、保釈金納付条件付き被疑者釈放制度に基づき、拘束適否審査を請求した被疑者に対して、一定の保証金の納入を条件として拘束の執行を停止することができる（同条第5項ないし第7項）。

2 視察時におけるソウル中央地検からの説明

(1) 拘束令状の発付状況

2011年の「拘束令状」の請求件数は38,315件であり、このうち約75.2%に当たる28,814件について令状が発付された。

2012年9月までに拘束令状が請求された件数は、26,585件であり、このうち77.9%に当たる20,709件について令状が発付された。

(2) 拘束適否審査制度

逮捕された被疑者に対しても、逮捕適否審査制度が存在する（刑事訴訟法第214条の2条第1項）が、実務上、ほとんどの場合、拘束適否審査制度だけが活用されている。

裁判所は、拘束適否審査が請求されると、被疑者の審問を行い、捜査関係書類、証拠等を調査することで、被疑者を釈放させるべきか否かの判断を行う（同条第4項）。捜査関係書類等を裁判所に提出したときから、検察庁に返還されたときまでの期間は、拘束期間の計算から除外される（同条第13項）。



ソウル中央地検視察時の状況

この点で、起訴後の保釈制度とは異なっている。

(3) 保証金納入条件付き被疑者釈放制度

この制度は、被疑者に保証金の納入を条件とした保釈請求権自体が認められているわけではない。飽くまで、裁判所が、拘束適否審査を請求した被疑者に対し、職権により保証金の納入や住居制限等を条件として、被疑者の釈放を命じることができるに過ぎない。この点で、起訴後の保釈制度とは異なっている。

3 視察時における大韓弁護士協会からの説明

韓国では、近年、捜査段階で被疑者が「拘束」される割合が減少している。その理由は、以前は、検察官が裁判所に対して拘束を請求した場合には、そのほとんどが認められていたのに対して、近時は、裁判所が拘束の要件を厳格に判断し、検察官による拘束の請求を却下することが増えたことにあると思われる。その背景には、身柄拘束は実刑相当事案に限られるべきであるという考え方があるように思われる。

また、拘束前の裁判官による被疑者審問制度（同法第201条の2）において、弁護人も立ち会うことができ（同条第4項）、審問調書も作成することになっている（同条第6項）ことも、拘束の割合の減少に結び付いていると思われる。

現在、捜査段階で被疑者の身柄が拘束されるのは、重大犯罪、つまり性暴力犯罪、殺人、強盗罪等が多く、経済犯罪や財産罪の被疑者については、身柄を拘束しないケースが増加しているように思われる。

このように拘束が減少した一方で、最近、裁判官が、ある重大犯罪の被疑者の拘束令状の請求を棄却した後、被害者が自殺してしまったケースや、被疑者がさらに他の犯罪を行ったケースなども増加しており、拘束の割合の減少を危惧する意見も出ている。

第4 弁護人の取調べ立会権

1 制度概要

○ 制度内容

検察官又は司法警察官は、被疑者、弁護人、法定代理人等の申請により、弁護人を被疑者と接見させ、正当な事由がない限り、被疑者の取調べに立ち合わせなければならないとされている（刑事訴訟法第243条の2第1項）。

取調べに立ち会った弁護人は、取調べ終了後に意見を述べることができる（同条第3項本文）。弁護人は、取調べの途中で取調べに介入することは原則として認められないが、取調べの途中であっても、尋問方法が不当である場合には異議を提起することができ、検察官又は司法警察官の承認を得て意見を述べることもできる（同項但書）。

弁護人の意見は、供述調書に記載され、被疑者や弁護人が閲覧した後、弁護人もその供述調書に署名する（同条第4項）。検察官又は司法警察官は、弁護人の取調べへの立会又は制限等に関する事項を供述調書に記載しなければならない（同条第5項）。

○ 弁護人立会制限の概要

弁護人の立会の制限については、検察の内部指針に従って運用されており、検察官は、証拠の隠滅、隠匿、ねつ造や、共犯者の逃走等、関連事件の捜査についての支障等の事態が生じた場合、又は生じると信じるに足りる相当の理由がある場合、弁護人の立会を制限することができる。また、これらの事由のほか、立ち会った弁護人が検察官の承認なく取調べに介入した場合、被疑者の代わりに答弁したり、被疑者の供述を誘導するなどした場合等には、弁護人に退去を求めることができる。

2 視察時における大韓弁護士協会からの説明

(1) 弁護人立会制度の実施状況

刑事事件の発生件数と比較すると、弁護士の立会の頻度は少なく、例えば、2008年において、警察官による取調べに弁護人が立ち会った割合は、0.092%であった。検察官の取調べに弁護人が立ち会う割合は、これよりは少し高い割合だと思われる。

その理由としては、大規模な事件、社会の注目を集めた事件、ホワイトカラー犯罪については、警察官より検察官による取調べが多く行われ、そのような事件の被疑者は弁護人を雇う資力を有していることが多いと考えられるからである。



大韓弁護士協会視察時の状況

(2) 弁護士立会制度の実情

弁護士立会の制度は、被疑者や弁護士にとっては、防御権を適切に行使できるというメリットがあり、検察官にとっては、供述調書の実質的眞正を立証できるというメリットがある。

取調べに参加した弁護士は、取調べ途中であっても、尋問方法が不当である場合には、異議を提起でき、検察官又は司法警察官の承認を得て意見を述べることもできるが、実際に弁護士が意見を述べるのは、取調べ終了後であることがほとんどである。弁護士としては、実務上、できるだけ捜査機関との関係を悪化させないように配慮しながら立会をしている。被疑者からは、弁護士が何も発言しなくとも、その存在だけで楽な気持ちで取調べを受けることができたとの意見が多い。

複雑な事件の取調べは、10時間以上も続く場合があり、また、朝早くから夕食を終えた後も行われることもあり、弁護士がその全ての過程に立ち会うこともある。

この制度が導入された当時は、弁護士の中には、立会を嫌がる者もいたが、最近では、弁護士選任の際に、取調べへの立会を選任の条件として掲げる被疑者も多くおり、そのような場合、刑事事件を担当する弁護士は、取調べへの立会を行うことを予め覚悟しながら受任している。現在、被疑者が弁護士に対して立会を求めた場合に、弁護士が拒否するという事例は、やむを得ない場合を除いてほとんどないと思われる。

韓国には、被疑者段階での国選弁護制度は導入されていないため、取調べへの立会の費用は、被疑者の自腹である。具体的な金額については、弁護士や弁護士事務所によって異なる。

(3) 参考人取調べへの弁護士立会

参考人取調べへの弁護士立会は、制度化されておらず、目撃者、被害者、第三者である参考人の取調べの際に、弁護士が立ち合うケースはないが、実務上、後に被疑者になる可能性のある参考人の取調べについては、その弁護士となろうとする者から参考人取調べに立ち会いたい旨を申し出た場合、受け入れられることが多々あり、これを求める例が増加している。

(4) 弁護士が立ち会うことのできない場合の取扱い

実務上、被疑者が弁護士の立会を求めたものの、取調べの当日、弁護士の都合上どうしても立ち会えないということが確認された場合には、検察官は、取調べを実施せず、弁護士が立ち会える時間帯を選んで取調べを行えるようスケジュールを調整することがある。もっとも、検察官は、あくまでも好意に基づいてスケジュールを調整するのであって、弁護士の立会を求める被疑者の要望に必ずしも従う必要はないと考えられている。

また、被疑者が、弁護士の立会を求めた場合、一応弁護士が来るまで取調べを実施しないが、長時間待っても弁護士が来ず、それ以上待っても来ないことが確実と思われる場合には、弁護士の立会なしで取調べを行う。

なお、弁護士を選任する意思・資力がないにも関わらず、捜査を妨害する目的

で、弁護人の立会を求める被疑者がいるという問題も指摘されている。

(5) 弁護人立会制度と録音・録画制度の関係

録音・録画は、弁護人の立会の有無とは関係なく、必要性があると認められた場合に捜査機関の裁量で行うことになっているため、被疑者が弁護人の立会を求めているが弁護人が来なかった場合、録音・録画を実施できないわけではない。

録音・録画制度は、検察官調書の実質的眞正を立証するための制度であり、被疑者の供述内容が公判廷において争点になる可能性があるとは判断された場合に実施される。そのため、例えば、被疑者が弁護人の立ち合いを求めたのに弁護人が来なかった場合で、被疑者の供述内容が、後に公判廷で争点となる可能性があるとは判断されたとき、弁護人が来なかったことを理由に被疑者が調書の実質的眞正を争う可能性があるとは判断されたときは、録音・録画を実施することも多々あると思われる。

(6) 録音・録画に立ち会った弁護人の取り得る措置

録音・録画が終了すると、取調官は、被疑者ないし弁護人が見守る中で、録音・録画媒体を封印する。その際、被疑者ないし弁護人から、録音・録画の内容を確認したいとの要請があった場合には、直ちに再生しなければならないものとされている。そして、これにより、被疑者ないし弁護人が録音・録画の内容と異なる意見を述べた場合、その内容は記録に残されることとなっている。

3 視察時における大検察庁からの説明

弁護人立会の制度は、弁護人に立ち会う機会を提供することが求められているのであり、弁護人が立ち会わなければ取調べが行えないという制度ではない。

弁護人立会の件数は、2007年が541件、2008年が542件、2009年が962件、2010年が1,089件、2011年が1,819件となっている。なお、2012年1月から8月までは、1,013件である。

4 大検察庁視察時に同席した韓国の大学教授（元検察官）からの説明

弁護人が取調べに立ち会った場合には、弁護人も供述調書に署名することになるので、供述調書の信頼性を高める上では、弁護人立会制度に意義が認められる。

他方で、弁護人立会については、録音・録画の場合に比べて、検察官の裁量の範囲が少し狭いという点が問題となっている。組織的な暴力事件などの捜査においては、証拠を提示しながら取調べをするなどして被疑者を厳しく取調べる必要があるが、そのような取調べについて、弁護人の立会が行われると、十分な取調べができなくなる。特に、取調べの初期段階では、捜査秘密の漏洩のおそれが強いため、弁護人の立会を制限すべき要請が典型的に高い。

検察においては、取調べの初期段階では、弁護人と協議し、弁護人の立会なしで取調べを行うようにするという取組もなされている。

また、被疑者が取調室への出頭を拒否する例が出てきているため、検察では、弁護人と協力をして被疑者に対する取調べを行う制度について検討している。

第5 通信傍受の制度

1 制度概要

通信秘密保護法において、犯罪捜査のための通信傍受が認められている。

○ 検察官又は司法警察官は、対象犯罪を計画若しくは実行している、又は実行したと疑うに足る十分な理由があり、他の方法によってはその犯罪の実行の阻止、犯人の逮捕又は証拠の収集が困難な場合、裁判官の令状を得て、通信傍受を実施することができる（同法第5条第1項、第6条第1項）。

なお、司法警察員は、検察官を介して裁判所に許可申請を行う（同法第6条第2項）。

○ 対象犯罪には、内乱、放火、殺人、逮捕・監禁、強盗、強姦、恐喝、略取誘拐、窃盗、収賄、薬物犯罪、銃器犯罪等多岐にわたる罪種が含まれている。（同法第5条第1項各号）

○ 傍受の期間は2か月を超えることができないが、2か月の期間内で延長することができる（同条第7項）。

2 視察時における大検察庁からの説明

(1) 通信傍受の種類と要件

韓国の通信傍受には、①犯罪捜査のための傍受、②国家安全保障のための傍受、③緊急傍受の3つがある。

ア ①犯罪捜査のための傍受は、対象犯罪を計画若しくは実行している、又は実行したと疑うに足る十分な理由があり（十分性）、他の方法によってはその犯罪の実行の阻止、犯人の逮捕又は証拠の収集が困難な場合（補充性）、裁判官の令状を得て、行うことができる（通信秘密保護法第5条第1項）。

イ ②国家安全保障のための傍受は、国の安全保障に対する重大な危険が予想される場合に限り、その被害を防止するために、これに関する情報収集が特に必要なときに行うことができる（同法第7条第1項）。

その際、通信当事者の中で、少なくとも一方が韓国人である場合、高等法院の首席部長判事以上の許可を得る必要がある（同項第1号）、敵対国家、反国家団体又は外国人相互間の通信傍受等については、大統領による承認が必要となる（同項第2号）。

ウ ③緊急傍受は、国家の安全保障に危害を及ぼしかねない脅威がある場合や、死亡若しくは重大な傷害の危険を引き起こす可能性のある犯罪や組織犯罪等の重大な犯罪の計画や実行など緊迫した状況がある場合に、行うことができる（同法第8条第1項）。

緊急傍受については、令状発付前に行うことも可能であるが、着手後36時間以内に令状の発付を受けられない場合には、直ちに傍受行為を中止しなければならない（同条第2項）。

(2) 傍受方法

通信傍受を実施する主体は、検察官、司法警察官又は情報捜査機関の長である。傍受方法は、傍受の種類、対象、目的、場所等によって異なる。なお、インターネット傍受等の場合、通信事業者の関与の下、通信事業者の支店等で実施している。

検察官又は警察官は、犯罪捜査のための傍受又は緊急傍受をした事件について、公訴提起やこれをしてしない処分（起訴中止の決定を除く。）がなされた場合には、その処分をした日から30日以内に、傍受対象者に対し、傍受が行われたことを書面で通知しなければならない（同法第9条の2第1項、第2項）が、国家安全保障、公共秩序、生命、身体への脅威が憂慮される場合には、この通知を猶予することも可能である（同条第4項、第5項）。

(3) 通信傍受実施状況

2010年における傍受令状請求件数は、警察が41件（うち1件棄却）、検察が2件（うち1件棄却）、2011年は、警察が43件（うち3件棄却）、検察が3件（棄却なし）、2012年（1月から8月）は、警察が32件（うち1件棄却）、検察が1件（棄却なし）となっている。

(4) 通信傍受に対する評価

通信傍受は、国家の安全を保障し、また、重大犯罪の捜査を行うに際し、国民を保護し、社会の安全を保護するために、最も基礎的な科学捜査手法の一つとして、必要な制度である。特に、最近は、犯行の知能化、密行化が進んでいる傾向にあり、また、裁判所が厳格に証拠を要求するようになったことなどから、テロや集団犯罪の捜査等にとって、通信傍受は非常に有効な捜査手法であると考えられる。

ただし、通信傍受は、個人の通信の秘密を一部制約するおそれがあるのも確かであるから、基本的人権との調和を図るため、厳格な令状審査を受けて実施されている。

第6 証人・被害者保護の制度

1 制度概要

証人・被害者保護に関する主な法令として、特定犯罪申告者等保護法、性暴力犯罪処罰等特例法がある。

○ 特定犯罪申告者等保護法

特定犯罪申告者等保護法では、殺人、略取誘拐、業として行う麻薬の輸入等の一定の犯罪の犯罪申告者等を保護するため、犯罪申告者等保佐人の選任（同法第6条）の制度を設け、仮名等による身元を秘匿した形での供述調書の作成（同法第7条）や公判での証言（同法第11条）を可能とし、犯罪申告者等の人的事項の公開を罰則を設けて禁止するとともに（同法第17条、第8条）、犯罪申告等に伴って発覚した犯罪申告者等の犯罪に関する刑の任意的減免（同法第16条）、犯罪申告者等の身辺安全措施（同法第13条）、犯罪申告者等に対する救助金の支給（同法第14条）等について規定してい

る。

○ 性暴力犯罪処罰等特例法

性暴力犯罪処罰等特例法には、性暴力犯罪の被害者ないし証人保護のための規定として、性暴力犯罪の被害者による弁護士の選任（同法第27条第1項）、被害者への国選の弁護士の付与（同条第6項）、19歳未満の被害者等の取調べの録音・録画（同法第30条第1項）、その取調べに同席した信頼関係者が実質的眞正を証言した場合の録音・録画内容への実質的証拠能力の付与（同条第6項）、専門家への意見照会（同法第33条）、公判や取調べへの信頼関係者の同席（同法第34条）等がある。

2 視察時における大検察庁からの説明

(1) 証人・被害者保護の取組状況

令状請求など捜査の重要な段階で、被害者の処罰意思等を確認するようにしているほか、身柄を拘束されていた被疑者が釈放される場合には、被害者に通知している。被疑者が在宅のまま捜査が行われている場合には、取調べのために被疑者を呼び出す時間を、被害者を呼び出す時間と異ならせることで、被害者が被疑者に顔を合わせないようにしている。

被害者が証人として裁判所に出頭する場合には、捜査官が裁判所まで同行するようにしており、その件数は、2010年が約230件、2011年が約460件であった。

2012年4月からは、加害者から報復されるリスクのある被害者又は参考人に対して、非常ベルが鳴る小さな位置確認装置を支給しており、この位置確認装置のボタンを押すと、警察官が電話で安否を確認の上、必要があれば直ちに出動することになっている。

それ以外にも、全国で被害者の保護施設が運営されているほか、証人を保護する施設も設けられている。

(2) 性暴力犯罪の被害者の保護について

性暴力犯罪の被害者とその法定代理人は、刑事手続による被害を防止し、法的助力を得るために、弁護人を選任することができる（性暴力犯罪処罰等特例法第27条第1項）。検事は、被害者に弁護士がいない場合、国選弁護士を選任して刑事手続で被害者の権益を保護することができる（同条第6項）。また、被害者の取調べを行う際には、信頼関係者（弁護士、保護者等。）の参加を勧めている（同法第32条第2項）。

3 視察時におけるソウル中央地検からの説明

(1) 性暴力犯罪被害者の取調べの録音・録画制度

性暴力犯罪処罰等特例法では、性暴力犯罪の被害者が、19歳未満であるか、身体的又は精神的障害により事理弁識能力や意思決定能力に乏しい場合は、被害者の供述内容及び取調べ状況を録音・録画しなければならないとされている（同

法30条1項)。もっとも、被害者又はその法定代理人がこれを希望しないとの意思を表示した場合には、録音・録画をしてはならない（同条2項）。

同条第1項に基づく被害者の録音・録画記録媒体の内容は、被害者の取調べに同席していた信頼関係者が実質的真正について証言をした場合、実質証拠とすることができる（同条6項）。

この実質証拠としての利用に関し、被告人ないし弁護人による反対尋問の機会が奪われることについて様々な意見があるが、19歳未満の子供や一定の障害を持つ者は、取調べ後の時間の経過により、記憶の喚起に困難を来す場合や、事実を記憶の中で歪曲してしまうことなどもあり、それらを防止するという点でも意義があり、また、信頼関係者に対する尋問により、実質的真正を確認するという担保措置もある点で許容性がある。

もっとも、性暴力犯罪の被害者が成人の場合は、録音・録画媒体を実質証拠として使用できないため、性暴力犯罪の被害者も弁護人の反対尋問を受けなければならないが、その場合、法廷とは別の部屋において、映像と音声の送受信を通じて反対尋問を受けることができるといったシステムを活用している。

また、争いが激しい事件に限り、性暴力犯罪の被害者が19歳未満の子供等であったとしても、年齢が19歳に近い場合には、同様のシステムを通じて、弁護人の反対尋問を受けようとしているケースもある。

(2) 性暴力犯罪被害者に対する専門家による診断及び意見照会制度

捜査機関は、精神科医、心理学者、社会福祉学者等の専門家を指定し、前もって被害者と面談させるなどして、その精神や心理状態に関する診断所見を得、また、被害者の陳述内容について意見を照会することができるとしている（同法第33条）。この場合、裁判所は、公判審理の過程で、その専門家への意見照会の結果を考慮しなければならない（同条第2項）。また、捜査機関は、被害者が13歳未満であるか、身体的若しくは精神的な障害により事理弁別能力や意思決定能力が薄弱である場合には、上記診断所見を得、また、上記意見照会を行うことが、必要的となる（同条第4項但書）。検察庁には、精神科医や心理学者等による専門家が少なくとも1人指定されており、同専門家と被害者と面談を行うなどしているのであって、これにより、被害者供述の信用性を確保するとともに、被害者保護を図っている。

4 視察時におけるソウル中央地方法院からの説明

(1) 性暴力犯罪被害者の録音・録画媒体の利用の実情

性暴力事件について、性暴力犯罪処罰等特例法に基づき、未成年者や障害者である被害者の取調べの録音・録画媒体について、裁判所での証言に代わるものとして証拠能力が認められ（同法第30条第1項、第6項）、公判廷で録音・録画媒体が再生され、これによって有罪認定がなされた事例は多数ある。

この規定は、被害者が公判廷で供述することによる二次被害を防ぐことができるという点では評価できるが、他方で、弁護人が反対尋問をなし得ないことから、録音・録画媒体の再生のみでは有罪・無罪の心証を形成しにくい事件も多々あ

る。そういう場合には、結局、性暴力犯罪の被害者を証人として公判に呼び出して尋問することが必要となる。

(2) 適正手続違反

この規定に関しては、適正手続違反が重大である場合には証拠能力を認めないこととされており、実際に証拠排除された例がある。例えば、信頼関係者が、録音・録画を実施している途中、相当な時間、取調室の外に出ていたという事例である。それ以外にも、信頼関係者と被害者との間に利害対立があると推定されて、手続違反が問題になった事例もある。

信頼関係者が立ち会えば、録音・録画媒体に証拠能力を認められることになっているが、そもそも信頼関係者の定義が不明確であることも問題である。

第7 公判手続における制度

1 証拠開示制度

(1) 制度概要

2007年、刑事訴訟法の改正で、集中審理主義を促進するとともに被告人の防御権を強化するという目的で公判準備手続が導入され、証拠開示に関する規定が設けられた。具体的には、

○ 検察官は、公訴提起された事件に関する書類や物（以下「書類等」という。）の目録、公訴事実の認定又は量刑に影響を及ぼし得る書類等で、①検察官請求証拠等、②証人申請者の氏名等、③それらの証明力に関連する書類等、④被告人側の主張に関連する書類等の開示義務を負う（同法第266条の3第1項）

○ 開示の例外として、検察官は、国家安全保障、証人保護の必要性、証拠隠滅のおそれ、関連する事件の捜査に障害をもたらすと予想される具体的な事由等、開示を許容しない相当の理由があると認めるときは、開示を拒否し又はその範囲を制限することができる（同条第2項）

○ 検察官が開示を拒否したり、その範囲を制限した場合、弁護士又は被告人は、裁判所に対し、証拠開示命令を申請することができる（同法第266条の4第1項）。この場合、裁判所は、開示を許可した場合の弊害の種類・程度、当該証拠の必要性・重要性等を考慮して、開示を命ずることができる（同条第2項）。検察官は、この命令を遅滞なく履行しなければ、当該証人や証拠書類等を証拠請求することができなくなる（同条第5項）。

○ 検察官の側も、被告人又は弁護士が保有している証拠について、開示や謄写を請求することができる。ただし、被告人又は弁護士が、公判準備手続又は公判期日において、現場不存在、心神喪失、心神耗弱等の法律上や事実上の主張をした場合に限られている（同法第266条の11第1項本文）。

などとされている。

(2) 視察時における大韓弁護士協会からの説明

現行の証拠開示制度に関しては、特に、検察官が証拠請求する予定のない証拠書類等についても申請できるという部分に特色があると考えている。弁護人の立場としては、証拠開示制度は、非常に有効な防御方法として活用されている。

(3) 視察時における大検察庁からの説明

「公訴提起された事件に関する書類又は物の目録」も開示請求の対象となる。この「目録」は、一般には、警察送致記録に加え、検察で収集した証拠に基づき作成される。

2 司法妨害に関する制度・その他証人から真実の供述を得るための制度

(1) 制度概要

○ 証人の不出頭や宣誓・証言拒絶に関する制度

裁判所が証人を召喚し、証人が正当な事由なく出頭しないときには、決定により当該欠席による訴訟費用を証人に負担させるように命じ、500万ウォン以下の過怠金を賦課することができるとされ（刑事訴訟法第151条第1項）、証人が過怠金裁判を受けても正当な事由なく出頭しないときは、決定により7日以内の監置に処することとされている（同条第2項）。

また、証人が正当な事由なく召喚に応じないときは、勾引することができるとされ（同法第152条）、証人が正当な事由なく宣誓又は証言を拒絶したときは、決定で、50万ウォン以下の過料に処することができるとされている（同法第161条）。

○ 証人から真実の供述を得るための制度

宣誓を行った証人が虚偽の証言をした場合、偽証罪に問うことができる（刑法第152条）。

また、証人が、裁判所において、被告人等の前では十分な陳述ができないとする場合には、その者を退廷させた上で、証言を求めることができ（刑事訴訟法第297条）、さらに、証人のプライバシー保護のために必要な場合には、公判を非公開とすることもできる（同法第294条の3）。

(2) 視察時におけるソウル中央地方法院からの説明

ア 証人を出頭させて証言をさせるため、過料を課したり、勾引状を発付するという制度があるが、後者の場合の方が多い。過料については、これを科す趣旨が正確に伝わらない場合があるので、それを伝えることのできる制度ができれば良いと考えている。

イ 性暴力犯罪処罰等特例法は、裁判所ないし捜査機関が、精神科医等の専門家を指定し、前もって被害者と面談させるなどして、診断所見を得、また、被害

者の陳述内容について意見を照会することができるとしている(同法第33条)が、この制度もより正確な証言を確保する制度といえる。

また、裁判所は、被害者を証人尋問する場合、一定の要件の下、信頼関係者を同席させることができるが(同法第34条、刑事訴訟法第163条の2)、この制度も被害者を安心させて真実の供述を引き出す効果があると言える。

第8 今後導入が検討されている制度に関する法務部からの説明

※ 別紙2「韓国刑事法改正の現状」参照

1 刑事法の改正状況

(1) 概要

刑法は、1953年の制定以来、9回の改正を経ている。近時の主な改正内容は、2002年のパソコン等を使用した詐欺罪の新設、2010年の有期懲役の上限に係る改正、2011年の競合犯、執行猶予に係る改正等である。今後更に、刑法の適用範囲、罪の成立と刑の減免、共犯、刑罰等に関して、改正を予定している。

刑事訴訟法は、1954年の制定以来、21回の改正を経ている。近時の主な改正内容は、2007年の録音・録画制度、証拠開示制度の導入や、2011年の捜査押収要件に係る改正等である。今後は、捜査の効率性を確保しつつ、被害者の保護をより充実した上、科学捜査のできる環境を整えたいと考えている。



法務部視察時の状況

(2) 先進刑事司法制度の導入

2009年3月、法務部長官の諮問機構であり、刑事法学者と法曹実務家を構成員とする「刑事訴訟法改正特別委員会」が発足して審議を重ね、2011年、以下の内容について、刑法及び刑事訴訟法の改正案を国会に提出している。

具体的には、①司法協助者訴追免除及び刑罰減免制度、②重要参考人出頭義務制度、③司法妨害罪の新設、④録音・録画媒体の実質証拠利用である。これらについては、会期中に成立せず、廃案となったものの、今後も国会への提出を行い、実現を図りたいと考えている。

2 司法協助者訴追免除及び刑罰減免制度

(1) 制度概要

犯罪の解明に寄与した協力者について、その寄与度に応じて、訴追を免除し又は刑を減免するという制度であり、具体的には、①汚職事犯、テロ事犯、麻薬犯罪等の一定の犯罪について、捜査段階で事案の解明に大きく寄与した

場合は不起訴とし、②全ての犯罪を対象として、事案の解明、結果発生防止、犯人検挙等に寄与した場合は刑を任意的に減免するものである。これにより、制度的に刑事司法に協力することへのインセンティブを与えることができ、汚職犯罪、組織的犯罪等の摘発が容易となるほか、伝統的な取調べよりも人権侵害のおそれが少ない方法で証拠収集を図ることが可能となるとされている。

(2) 視察時における法務部からの説明

共犯事件などで犯罪の究明に寄与した場合に、起訴の免除又は刑の減免という恩典を与えるという内容の制度の導入を進めている。

起訴の免除については、①贈収賄事件、組織的暴力犯罪、麻薬犯罪等の主要な犯罪に関し、②犯罪の全体究明に大きく貢献する証言をした場合を念頭に置いている。また、刑罰減免については、①全ての犯罪を対象とし、②犯罪究明、結果発生防止、犯人逮捕に貢献した場合を念頭に置いている。なお、これらの制度は、自己に関連する他人の犯罪について証言した際に、不起訴処分等の恩典を与えるというもので、他人ではなく自己の犯罪を認めた際に刑の減免という恩典を与えるアメリカの Plea Bargainig の制度とは異なっている。

これら制度については、取調べの過程において、検察官から被疑者や弁護人に対し、真実の究明に貢献すると起訴の免除又は刑の減免がなされること、被疑者本人が法廷において証言しなければいけないという条件があることについて、告知がなされることを想定している。

刑の減免については、あまり効果がないとの考え方もあり得るが、捜査の過程で供述を確保するためある程度の成果をあげられると考えており、実務担当者も、被疑者の供述を得るために必要な制度だと考えている。

3 重要参考人出頭義務制度

(1) 制度概要

死刑、無期、長期7年以上の懲役に当たる罪の事件について、重要な事実を知る参考人が、正当な理由なく、2回以上捜査機関への出頭に応じない場合には、裁判官が発付する令状に基づき勾引することを可能とする制度である。重要な参考人の取調べを確実に行うことができるようにすることで、事案の実態を十分に解明し、適正かつ迅速に事件を処理することが可能となるとされている。

(2) 視察時における法務部からの説明

これまで、参考人の出頭を強制する制度がなく、捜査に様々な支障をきたす場面が多くあったことから、円滑な捜査を行うため、この制度の導入を検討するようになった。

韓国では、2011年に発生した犯罪約180万件のうち、参考人が捜査機関

に出頭しなかったために不起訴になった事件の数が約1万7千件にも上っている。参考人の出頭を義務付けることで、実体的真実の解明がなし得、迅速かつ適正な起訴・不起訴の決定が可能となる。

4 司法妨害罪の新設等

(1) 制度概要

参考人の捜査機関に対する虚偽供述や、証人や参考人に対する暴力、脅迫、懐柔行為等を犯罪化し、偽証罪の法定刑を引き上げるなどするものである。捜査権行使が歪曲されることを防止して、実体的真実の解明に資するとともに、偽証や虚偽告訴が多いとされる韓国において、刑事司法に対する不信の解消につながることを期待されている。

(2) 視察時における法務部からの説明

参考人虚偽陳述罪を新設し、①参考人が捜査機関において、②犯罪構成の重要な事実に関して虚偽陳述をした場合を処罰対象とすることを検討している。

また、暴行・脅迫司法妨害罪を新設し、刑事事件での証言、陳述妨害又は虚偽証言、虚偽陳述を目的に、暴行、脅迫、金品供与を行った場合を処罰することを検討している。

さらに、偽証罪に関し、宣誓を行わない場合の偽証罪を新設するとともに、宣誓後に偽証をした場合には、加重処罰する改正を検討している。

これらの制度の導入により、参考人陳述の真実性を担保し、被疑者の人権保障にも貢献するものと期待している。

5 録音・録画媒体の実質証拠としての利用

(1) 制度概要

現行法上、録音・録画媒体を実質証拠として用いることを認める規定はなく、実務上も、実質証拠としての利用を認めない取扱いがなされているが、かかる運用を疑問視する意見も多く、録音・録画媒体の実質証拠を明文で許容することとする刑事訴訟法改正案の提出が検討されている。

(2) 視察時における法務部からの説明

被疑者や参考人の供述調書を作成する警察官や検察官の取調べ過程を録音・録画した場合、録音・録画媒体を実質証拠として利用できるようにすることを検討している。

録音・録画制度導入当初は、検察官が不慣れだったこともあり、録音・録画を実施する上で、様々な不便もあったし、負担を感じる検察官もいたが、現在では、重要な事件については、録音・録画を実施するという意識が広がっている。

録音・録画制度によって、調書より客観的で優れた供述証拠の確保が可能となり、また、取調べを受ける立場にある者の人権も保護され、捜査機関が適正手続

を遵守するという機能も期待される。

殺人・強盗等の凶悪犯罪や汚職事件については、ほとんどの場合、録音・録画制度を活用するようにしており、裁判所の方でも録音・録画制度に対する関心が高まるとともに、信頼度が高まっていると感じている。

第9 その他

1 公判傍聴

ソウル中央地方法院の法廷において、株価操縦の事件についての審理1件を傍聴した（時間的制約から、弁護士による被告人質問の一部を傍聴するにとどまった）。なお、同裁判は、陪審裁判ではなく、裁判官3名による通常の合議事件であった。

2 デジタルフォレンジックセンター

大検察庁において、デジタルフォレンジックセンター（以下、「DFC」という。）を見学した。見学時の説明内容の概要は以下のとおり。

(1) DFCの設立経緯及び業務内容

DFCは、2008年に、高度な情報技術の発展、証拠など各種データのデジタル化に伴い、科学捜査能力の強化の目的で設立された。

DFCでは、証拠となる電子データの収集・復元・解析などの科学的捜査やその研究開発等を行っており、ネットワークで接続された各地の検察庁との間で、科学的捜査に関するデータのやり取りも行い、検察庁の科学的捜査の中心となっている。

(2) 携帯電話機やパソコンからのデータ抽出業務

ア DFC内には、犯罪に関与した者が使用する携帯電話機からデータを抽出するための専用の部屋を設けており、韓国国内で販売・使用されている携帯電話だけでなく、外国で販売・使用されている携帯電話機のデータの抽出も行っている。

イ 新たなメールの受信や電話の着信があると、その分、携帯電話機内の古いデータが消去されることとなるため、データ抽出を行う専用の部屋は、携帯電話の電波を完全に遮断している。

ウ パソコンについては、データの解析を行う前提として、ハードディスク内のデータをコピーしてデータを抽出している。また、必要に応じて、ハードディスク内のデータを復元することもある。

韓国刑事法改正の現状

2012. 10. 23.



法務部 刑事法制課

目次

I

最近の刑事法改正の現状

II

先進刑事司法制度の導入

III

刑法総則の全面改正推進

I. 最近の刑事法改正の現状



最近の刑事法改正の現状

概要

- 法務部の業務：刑事訴訟法、刑法等の刑事法の立案及び整備
- 刑事法改正の方向：人権保護と社会防衛の調和

刑事訴訟法改正の現状

2007年改正の主な内容

- 拘束前被疑者尋問を必要的尋問手続きに変更
- 証拠開示制度の導入
- 弁護人の被疑者尋問立会権を
- 調書の真正成立を映像録画物などで証明することを許容
- 調査者証言制度の導入

2011年改正の主な内容

- 押収・捜索要件に被告事件との関連性を追加
- 情報保存媒体などに対する押収要件の強化

今後の改正の推進方向

- 1954年制定以来、計21回改正
- 被疑者の人権保護に向けた制度を大きく拡充
- 捜査の効率性確保、被害者保護方策を設けることに不十分
- 実体的な真実の発見と被害者保護に対する国民の懸念

「内部証言者の不起訴処分及び刑罰減免制」などの先進刑事司法制度の導入を推進



最近の刑事法改正の現状

刑法改正の現状

2002年
改正の主な内容

- パソコン等を使用した詐欺罪の新設

2011年
改正の主な内容

- 競合犯の条項修正
- 執行猶予の欠格及び失効条項の修正

2010年
改正の主な内容

- 有期懲役の上限を調整
(15年→30年、競合犯加重時、50年)

今後の改正推進方向

- 1953年の制定以来、9回改正
- コンピューター犯罪等、新型犯罪に対処するための各則改正が中心
- 国民の法意識の変化に合わせて、刑罰体系の整備を要請

II. 先進刑事司法制度の導入

概要

推進の経過

- '09.3. 法務部長官の諮問機構「刑訴法改正特別委員会」発足。
刑事法教授8名、法曹人3名など、最高権威者11名で構成
- 全体会議15回、公聴会1回開催など、学界や実務界の意見を収集。
大検察庁など、一線の庁との持続的な意見交換
- '11.7. 刑事訴訟法及び刑法の改正案を国会へ提出。

● 主な内容：内部証言者の不起訴処分制など。



先進刑事司法制度の導入

内部証言者の不起訴処分及び刑罰減免制

● 主な内容

- 内部証言者の犯罪究明の程度に応じて、訴追免除、刑減免
- 不起訴処分：① 腐敗、暴力団、麻薬犯罪など、主要犯罪が対象
② 全体の犯罪究明に大きく貢献
- 刑罰減免：① 全ての犯罪が対象
② 犯罪究明、結果発生防止、犯人逮捕に貢献



米国の「Plea Bargaining」制度との相違点

外国の立法事例

- ・米・英：免責条件付証言取得制
- ・独・仏：証人に対する刑罰減免制

期待効果

- ・構造的・組織的腐敗犯罪の根絶
- ・刑事司法の経済性と効率性を追及可能
- ・真実を明かした加担者等の不利益防止



先進刑事司法制度の導入

重要参考人の出席義務制

● 主な内容

- 死刑、無期、長期7年以上の犯罪が対象
- 重要な事実を知っている参考人
- 正当な理由なしに連続2回以上出席に応じない場合

裁判官の令状を受け勾引(24時間超過禁止)



現行の刑事訴訟法上、参考人の捜査機関への出席に対する強制手段なし。

外国の立法事例

- ・ 米国：重要参考人逮捕制度
- ・ 独：参考人・証人強制勾引制度
- ・ 仏：現行犯事件で参考人の強制出席及び留置

期待効果

- ・ 正確な実体関係の究明及び迅速な事件処理が可能
- ・ 迅速、適正な起訴・不起訴の決定が可能



先進刑事司法制度の導入

司法妨害罪

主な内容

- 虚偽陳述罪：① 参考人が捜査機関において
② 犯罪構成の重要な事実に関して虚偽陳述
- 暴行・脅迫司法妨害罪：刑事事件で証言、陳述妨害又は虚偽証言、
虚偽陳述を目的に暴行・脅迫・金品を供与
- 宣誓なしの偽証罪の新設、宣誓後に偽証時には加重処罰

外国の立法事例

- ・ 米国：参考人虚偽陳述罪
- ・ 独：誣告罪(申告要件なし)、処罰妨害罪
- ・ 仏：偽証罪
(警察官に対する宣誓後の虚偽陳述処罰)

期待効果

- ・ 参考人陳述の真实性を担保に実体的真実を発見
- ・ 被疑者の人権保障に貢献



先進刑事司法制度の導入

映像録画物の証拠能力認定

● 主な内容

－ 捜査機関が作成した映像録画物に刑事訴訟法上の調書と同じ方法で証拠能力を認定

① 検察映像録画：真正成立認定

② 警察映像録画：真正成立及び内容認定



現行の性暴力法上、被害者が「16歳未満の者、障害者」である場合は特別

外国の立法事例

- 米国：調査過程の録画物を陳述記載書面と同じ扱い
- 英国：被疑者尋問は、原則的に録音・録画
- 仏：'08.6.から重罪嫌疑者に対する映像録画を義務化

期待効果

- 被調査者の人権保護及び適法な手続きの遵守
- 調書より客観的かつ優れた証拠確保が可能

Ⅲ．刑法総則の全面改正推進



刑法総則の全面改正推進

概要

● 推進の経過

- ' 07.6. 法務部長官の諮問機構 「刑事法改正特別委員会」発足。
刑事法教授16名、法曹人8名など、最高権威者24名で構成
- 全体会議17回、公聴会2回開催など、学界や実務界の意見を収集。
大検察庁など、一線の庁との持続的な意見交換
- ' 11.3. 刑法及び刑法の改正案を国会へ提出。

- 主な内容： 刑法の適用範囲、罪の成立と刑の減免など。



刑法総則の全面改正推進

刑法の適用範囲

- 世界主義の規定を
新設
 - 爆発物使用のテロや
拉致等、人類共通の
法益の侵害
 - 外国人の国外犯の
処罰が可能

罪の成立と刑の減免

- 刑法の犯罪成立規定の
順序を整備
(構成要件・違法性・責任)
- 刑法上、障害者差別の
条項を削除
- 不作為犯に対する任意
的な減軽条項の新設

共犯

- 直接正犯規定の新設、
間接正犯が正犯に該当
することを明文化



刑法総則の全面改正推進

刑

罰

- **刑罰の種類を縮小(9種→4種)**
 - 死刑、懲役、罰金、拘留のみ規定(没収は、刑罰とは別途規定)
- **宣告猶予制度の整備**
 - 宣告猶予時、社会奉仕、受講命令を課することができる
- **500万ウォン以下の罰金刑の執行猶予制度の導入**
 - 👉 罰金のクレジットカード納付制と共に庶民の経済的負担緩和の観点から推進
- **罰金額の算定時、経済的な事情考慮の義務化条項を新設**
- **刑執行力強化を通じた刑事司法の信頼向上**
 - 刑確定者の国外滞留期間、刑の時効停止制度
 - '12.6. 現在、自由刑未執行者889名、このうち国外滞留者の割合33.7%
 - 没収・追徴の時効拡大(3年→5年)



刑法総則の全面改正推進

刑

罰

● 情状減輕事由の具体化

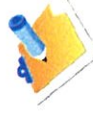
- 酌量減輕の要件が不明確であり、判決に対する司法不信をもたらす
- 減輕の事由を「犯行動機」、「処罰不願」、「被害回復」、「自白」などの4つに限定

● 常習犯・累犯加重規定の廃止及び保護收容制度の導入

- 保護收容制度導入の必要性：仮出所者の再犯率が急増、一部の温情的な宣告刑により、凶悪犯罪に対する効果的対応を要請

● 二重処罰に対する懸念を解消

- 対象犯罪を厳格に制限：殺人、強盗、性暴力等重大犯罪
- 保護收容の執行猶予を導入（刑期終了6ヶ月前に再審査）
- 刑罰との実質的な差別性を確保（社会復帰重点プログラム）



- 一般受刑者より処遇を優遇
- 保護收容者の自治制、保護監察官と1:1メンタリング制の導入など
- 外部通勤作業、帰休の拡大など、段階的な開放処遇方策の開発

ご清聴ありがとうございました。



参加委員等

1 委員

稲田委員，大野委員，小野委員，川端委員，山口委員

2 幹事

上野幹事，北川幹事，吉川幹事，島根幹事